

第3号様式

標準共同研究契約書

西九州大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約を締結するものとする。

（共同研究の題目等）

第1条 甲及び乙は、次の各号によって共同研究を実施するものとする。

- （1）研究題目
- （2）研究目的及び内容
- （3）研究実施場所
- （4）研究期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（共同研究に従事する者）

第2条 甲及び乙は、それぞれ別紙1に掲げる者を本共同研究に参加させるものとする。

- 2 甲は、乙が本共同研究に参加させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 乙は、乙が本共同研究に参加させる別紙1に掲げる民間等共同研究員に係る研究料 円を負担するものとする。

（共同研究に要する経費）

第3条 本共同研究に要する経費は別紙2に掲げる経費（以下「研究経費」という。）とする。

（研究料及び研究経費の納付）

第4条 乙は、第2条第3項に規定する研究料及び第3条に規定する別紙2中乙に係る研究経費を研究開始日として第1条第4号に規定する令和 年 月 日までに学校法人永原学園理事長の発する納入告知書により、それぞれ、納付しなければならない。

- 2 乙が所定の納付期限までに前項の研究料及び研究経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第5条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設・設備の提供等）

第6条 甲は、別紙3に掲げる施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

る。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別紙3に掲げる乙の所有に係る設備を受け入れ、共同で使用するものとする。

3 甲は、乙の所有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備を甲に搬入することが困難な場合には、当該設備が所在する施設において研究を行うことができるものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第7条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

(研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第8条 前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第4条第1項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合、甲は不用となった額の範囲内でその全部又は一部を乙に返還することができる。

2 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときは、第6条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。

(研究成果の公表)

第9条 共同研究による研究の成果の公表の時期及び方法について特に必要があると認めるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 住 所

職・氏名 印

(乙) 住 所

職・氏名 印

別紙1（第2条関係）

甲

氏名	学科・職名

乙

氏名	学科・職名

研究代表者には氏名の前に※印を付すこと。

別紙2（第3条関係）

区分	直接経費	経常経費等	合計
甲	円	円	円
乙	円	円	円
合計	円	円	円

別紙3（第6条関係）

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	型式・仕様	数 量
甲				
乙				